主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人徳永正次の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、判例の具体的な摘示がなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四 〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年九月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里口	清	雄
裁判官	関	根	\J\	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	高	ì+	īF	己